

令和7年度第1回二宮町防災会議次第

日 時：令和7年9月29日（月）

10時00分から

場 所：二宮町役場 第1会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

（1）二宮町の個別避難計画の進捗について【報告事項】

資料1

（2）受援計画の策定について【報告事項】

資料2

（3）令和7年度二宮町総合防災訓練について【協議事項】

資料3

（4）二宮町地域防災計画の修正について【協議事項】

資料4

（5）その他

4 閉 会

- ・ 委員名簿
- ・ 資料1 二宮町の個別避難計画の進捗
- ・ 資料2 二宮町災害時受援計画（案）
- ・ 資料3 令和7年度二宮町総合防災訓練実施要領（案）
- ・ 資料4 二宮町地域防災計画の修正について
- ・ 参考 二宮町防災会議条例

二宮町防災会議委員名簿

	氏 名	職 名 等	備 考
1	村田 邦子	二宮町長	
2	清水 克	関東農政局 神奈川県拠点 総括農政推進官	
3	松本 典明	湘南海上保安署長	
4	山崎 博	湘南地域県政総合センター所長	代理出席 古野 一平
5	池田 六大	平塚土木事務所長	
6	大久保 久美子	平塚保健福祉事務所長	代理出席 深谷 丈行
7	平塚 孝史	企業庁平塚水道営業所長	
8	澁谷 祐司	大磯警察署長	代理出席 茅野 尚紀
9	渡邊 恒文	二宮町副町長	
10	西山 哲也	二宮町町民部長	
11	和田 智司	二宮町教育長	
12	秋澤 孝治	二宮町消防長	
13	勝部 修二	二宮町消防団長	
14	丹治 淳子	NTT東日本株式会社 神奈川事業部 神奈川西営業支店長	代理出席 菅原 祥隆
15	倉内 雄太	東日本旅客鉄道(株)横浜支社 湘南・相模統括センター国府津駅長	欠席
16	谷 秀樹	神奈川中央交通西株式会社 秦野営業所長	欠席
17	山銅 信輔	東京電力パワーグリッド株式会社 平塚支社長	
18	渡 宏之	中日本高速道路(株) 東京支社 伊勢原保全・サービスセンター所長	代理出席 瀬戸 和裕
19	貞政 周司	日本郵便(株) 二宮郵便局長	
20	長田 信夫	二宮町地区長連絡協議会長	
21	樋口 仁	小田原ガス(株)取締役 供給部長	代理出席 小川 永幸
22	安藤 豪	中郡医師会二宮班長	欠席
23	風間 裕一郎	陸上自衛隊第4施設群 第364施設中隊長	
24	高宮 松蔵	二宮建設協力会長	



令和7年度第1回二宮町防災会議

二宮町の個別避難計画の進捗

令和7年9月29日



本日の流れ

- ①個別避難計画の作成推進体制
- ②現在の進捗と今後
- ③台風10号の対応から見えた成果



①個別避難計画の作成推進体制

令和4年度から防災安全課を中心に役場関係部署（福祉、高齢、消防、地域包括支援センター）と神奈川県（平塚保健福祉事務所、地域福祉課、危機管理防災課）等との検討会を定期的に開催。





①個別避難計画の作成推進体制

①どのような組織で

- ・防災安全課を中心に、対象者に関する組織（福祉、高齢部局等）と連携

②誰に対して

- ・ハザードエリアに居住する避難行動要支援者

③どのような手順で作成していくか

- ・対象者と家族、地区、町関係組織と作成会議



①個別避難計画の作成推進体制

二宮町の作成の優先順位

エリアもしくは状態	対象者(概算)
①心身状態難病患者	1名
②土砂災害特別警戒区域(レッド)	55名
③土砂災害警戒区域(イエロー)	123名
④洪水・津波浸水想定区域	74名
⑤その他	—

※令和5年度末概算対象者



②現在の進捗と今後

個別避難計画第1号（令和5年度作成）

計画作成検討会（対象者宅で関係者）
（優先度①⇒心身状態難病患者の方）



- ①地区長
- ②民生委員
- ③ケアマネ
- ④訪問看護
- ⑤平塚保健
- ⑥二宮町
- ⑦神奈川県

対象者の課題

内部バッテリー



外部バッテリー



電源確保の研修会（平保）





②現在の進捗と今後

個別避難計画対象者の訓練実施（R6.7.3）



停電設定に伴い人工呼吸器のバッテリーの残量確認



地域関係者

地域の協力を求めると共に地区は
町災害対策本部へ電源確保の要請



②現在の進捗と今後

個別避難計画第2号（令和5年度作成）

○対象者の避難所

県立高校体育館 2階階段ありトイレ1階



- ・通常の避難所は難しいため、福祉避難所である保健センターへの避難とした。
- ・対象者は移動には車が欠かせないため、支援者の町内在住 娘さん同乗にて避難実施





②現在の進捗と今後

個別避難計画対象者の訓練実施（R6.1.22）

避難所となる多目的室や
トイレなどを確認



対象者や支援者、地域の方、町関係者など
で訓練の振り返りや個別避難計画の確認





②現在の進捗と今後

令和6年度末の進捗

世帯状況 \ ハザードエリア	レッド	イエロー	洪水	津波	合計
対象世帯 (作成数)	79人 (5人)	89人	36人 (1人)	16人	220人

- ・ 令和6年度にシステムを導入し、デジタルで対象世帯を抽出。（R7年1月1日現在）
- ・ 令和6年度中にレッドゾーンの全世帯を訪問し、意向を確認。（2名の作成意向有）
- ・ 町としては優先①、優先②のうち、令和7年度中に必要な方の作成は完了させ、第1次策定は完了とする。
- ・ 優先③はイエローではなく、洪水浸水想定区域に変更し、第2次策定期間（令和9年度中）までに作成する。



②現在の進捗と今後

レッドゾーン対象者へのアプローチの状況（公社20件→百合が丘保全協会との連携）





②現在の進捗と今後

地区長や民生委員、自主防災組織のほか、ケアマネや福祉関係事業所へ個別避難計画の作成意義や町の取り組み（経過）を説明している。





③台風10号の対応から見えた成果

最強クラスに発達した台風10号は、鹿児島県に上陸し大雨をもたらしましたが、その本体から遠く離れた神奈川県でも、暖かく湿った空気の流入などで記録的な大雨となりました。

二宮町の雨量の状況 (小田原市総雨量537.0mm)

令和6年8月29日 (木) 1日積算雨量 149.0mm

8月30日 (金) 1日積算雨量 235.0mm 合計384mm

4 : 00 ~ 5 : 00 → 38mm

5 : 00 ~ 6 : 00 → 28mm

6 : 00 ~ 7 : 00 → 63mm



③ 台風10号の対応から見えた成果

平常時の様子

8月30日の様子





③台風10号の対応から見えた成果

一色小学校付近



富士見が丘3丁目





③台風10号の対応から見えた成果

○避難者総数 **最大18世帯37人**

(土砂災害警戒エリア、葛川(元町南新道浸水エリア))

①富士見が丘3丁目防災センター ②元町北防災センター

③中里防災センター ④町民センター (⑤自主避難所) 下町老人憩の家



個別避難計画作成者が最初の避難者





③台風10号の対応から見えた成果

町職員救護班によるパーテーションやリクライニングベッドの設営訓練の様子





まとめ

二宮町の個別避難計画の作成方法は、

- ・ 1件あたりにかかる自治体負担が大きい
- ・ 早期に、幅広く作成することが困難

しかし、

- ・ 真に必要な人を地区とともに選定し
- ・ 徐々に理解と支援を受けられるまでに浸透した

町として、地区の理解を得ながら、実効性の高い計画策定と訓練を通じて、引き続き「逃げ遅れゼロ」を目指す。

二宮町災害時受援計画 (案)

令和 7 年〇月

二宮町

<目次>

1	総論	1
1-1	計画の目的	
1-2	計画の位置づけ	
1-3	本計画の発動	
2	受援体制の整備	2
2-1	受援担当者の役割	
2-2	計画における受援対象業務	
3	人的支援	4
3-1	人的支援の受け入れに関する基本的な流れ	
3-2	人的支援の受け入れ場所等	
4	物的支援	7
4-1	物的支援の受け入れに関する基本的な流れ	
4-2	物的支援の受け入れ場所等	
5	様式	10
	様式 1 応援者名簿	
	様式 2 事務引継書	
	様式 3 受援状況報告書	
	様式 4 応援要請書	
	様式 4-1 応援要請（計画）内訳書（人的支援）	
	様式 4-2 応援要請（計画）内訳書（物的支援）	
	様式 5 応援要請書	

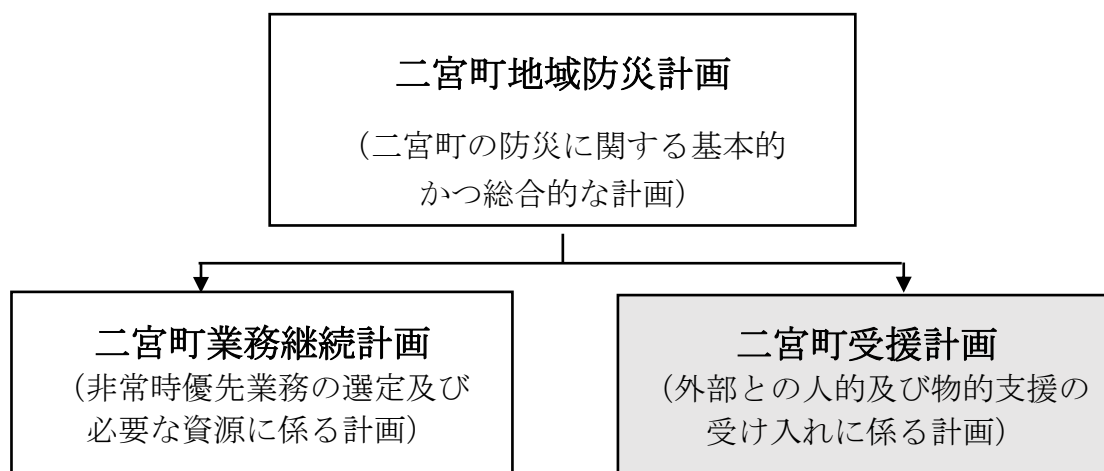
1 総論

1-1 計画の目的

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）、外部からの応援を迅速、的確に受け入れて対応することが必要不可欠である。このため、二宮町における外部からの人的支援、物的支援を迅速、的確に受け入れて災害対応、復旧復興業務を滞りなく行うための体制と受援対象業務等を明らかにした「二宮町受援計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

1-2 本計画の位置付け

本計画は、二宮町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）を具体化した下位計画として位置付ける。また、「二宮町業務継続計画」で明らかとなった非常時優先業務に必要な人的及び物的資源の不足について、外部からの応援を受け入れる計画とする。



1-3 本計画の発動

災害発生時に人的又は物的資源が不足する場合、本計画を発動し、応援要請を行うなど受援体制を確立する。

本計画の発動要件にあつては、町内で大規模地震また風水害等により甚大な被害に見舞われ災害対策本部が設置された場合、二宮町災害対策本部長（以下「本部長」という。）の決定により本計画が発動するものとする。

また、発動期間は「二宮町業務継続計画」に準拠し、大規模災害発生後「1か月」を基本とするが、必要に応じて、発災後1か月以降の応援受入れも想定する。

2 受援体制の整備

二宮町における庁内全体の受援担当及び各業務の受援担当は、二宮町初動指針に示す二宮町災害対策本部組織のとおりとする。

2-1 受援担当者の役割

庁内全体の受援受援担当及び各業務の受援担当それぞれの主な役割は下表のとおり。

各受援担当の主な役割	
	主な役割
庁内全体の受援担当	・都道府県及び他市町、関係団体、協定先への人的、物的支援（以下「支援」という。）の申請に関する事 ・支援の受け入れ調整に関する事 ・各業務の受援担当との支援要請及び受け入れ調整に関する事。
各業務の受援担当	・庁内全体の受援担当との支援要請及び受け入れ調整に関する事。 ・各業務における支援受け入れの管理に関する事。（状況把握、サポート等）

2-2 計画における受援対象

本計画では、以下の受援対象業務及び受援対象物を取り扱う。

本計画で取り扱う受援対象業務（人的支援）

対象業務	担当班
マネジメント	統制班、対策班、秘書・職員班、安否情報班、広報班、財務班、救援対応班
災害廃棄物	環境衛生班、廃棄物処理班
被害認定、罹災証明	被害調査班、建設判定班
支援物資	物資班、食料調達配送班
被災者支援、相談業務	救護班、医療救護班
応急復旧業務	道路情報・復旧班、住宅応急対策班、下水道班
避難所運営	広域避難所班

※緊急消防援助隊に係る支援は別に定める

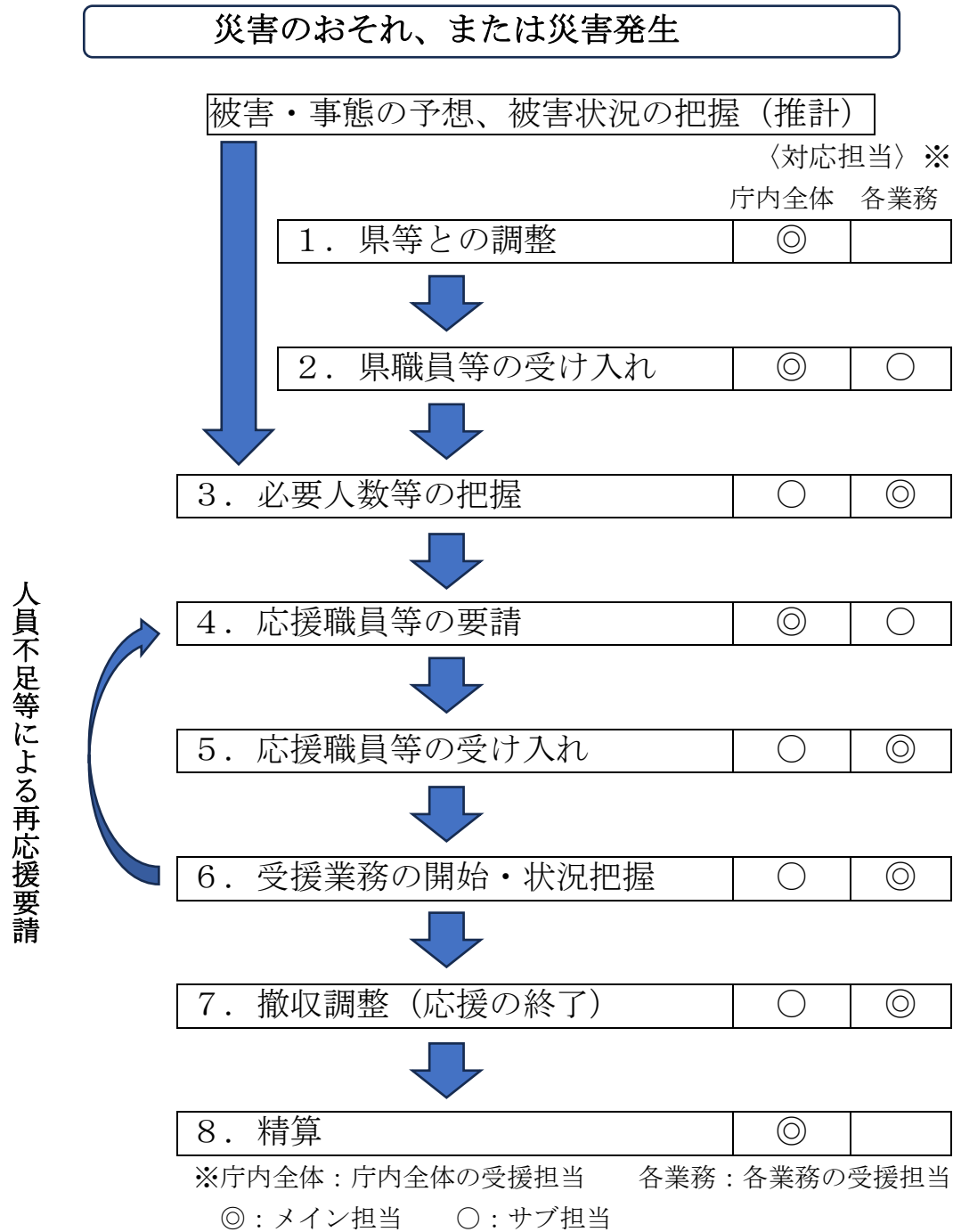
本計画で取り扱う受援対象物（物的支援）

受援対象物	内容
事務機器等	パソコン、プリンターといった事務に係る機器及び消耗品など
重機等	ごみ収集車、クレーン車といった重機や特殊車両など
食料品等	水、食料のほか、それに付随する食器など
生活必需品等	衣類や生理用品、おむつ、非常用トイレなど災害時の生活に関するもの
医薬品等	薬や消毒剤、包帯など医療、保健衛生に関するもの
応急復旧機材等	ブルーシートや土嚢、コンパネといった資機材など
避難所関連物資等	ベッドやパーテーション、蓄電池、仮設トイレなどのほか、ユニットハウス、仮設住宅に関するもの
その他	その他、本部長が必要と定めるもの

3 人的支援

3-1 人的支援の受け入れに関する基本的な流れ

二宮町における、災害時の応援職員等の受け入れの基本的な流れを下記に示す。また、各業務の主な内容を次ページ以降に示す。



1. 県等との調整【庁内全体】

- 庁内全体の受援担当は、被害・事態の予測や職員の参集状況などを踏まえ、県等に対して応援の必要性を伝え、内容及び規模等を相談する。

2. 県職員等の受け入れ【庁内全体（各業務）】

- 庁内全体の受援担当は、受け入れにあたって必要な執務スペース等を確保し、関連する各業務に伝達するなど、受け入れ環境を準備する。

3. 必要人数等の把握【各業務（庁内全体）】

- 各業務の受援担当は、担当業務の必要人員と実参集人員から、応援側に求める業務内容と人数を整理し、庁内全体の受援担当に伝達する。（様式5）

4. 応援職員等の要請【庁内全体（各業務）】

- 庁内全体の受援担当は、各業務の受援担当から伝達された応援が必要な業務内容と人数を取りまとめ、本部長の承認のもと、県や協定締結団体等に応援職員等の派遣を要請する。（様式4）なお、事前の取り決めで各業務の受援担当が要請を行う場合は、庁内全体の受援担当と情報共有する。

5. 応援職員等の受け入れ【各業務（庁内全体）】

- 各業務の受援担当は、円滑な受け入れのため本計画に定めている執務スペースを確保するとともに、必要な資機材、各種マニュアル等を準備する。
- 各業務の受援担当は、応援職員等を受け入れる際には、庁内全体の受援担当と情報共有する。（様式1）

6. 受援業務の開始・状況把握【各業務（庁内全体）】

- 各業務の受援担当は、応援職員等と業務を始めるにあたり、業務の状況や方針などについて調整する機会のほか、災害対策本部の方針や指示を伝える定期的な打ち合わせを設ける。
- 業務の受援担当は、定期的に受援状況を報告する。（様式3）
- 庁内全体の受援担当は、応援職員等の代表者等が災害対応全般について把握する機会として、災害対策本部会議への出席を調整する。

7. 撤収調整（応援の終了）【各業務（庁内全体）】

- 各業務の受援担当は、業務の進捗を踏まえ応援職員等と協議し、相互の了解のもとで応援の終了時期を決定し、庁内全体の受援担当に伝達する。

8. 精算【庁内全体】

- 国や県、応援職員等派遣機関と調整のうえ、実費・弁償の手続きを行う。

3-2 人的支援の受け入れ場所等

応援職員の執務スペース等は、二宮町地域防災計画に定める次の場所とする。

執務スペース

通常時	対象業務	想定利用団体
3階 A 会議室	マネジメント	国（防衛省、総務省、警察庁、環境省）等
3階 B 会議室	被害認定、罹災証明	他自治体等
管理室/図書室	支援物資	他自治体、ボランティア等
会議室兼休憩室	応急復旧業務	国（防衛省、総務省、国土交通省）、県等
前室兼会議室	被災者支援、相談業務	国（厚生労働省、日本医師会）等

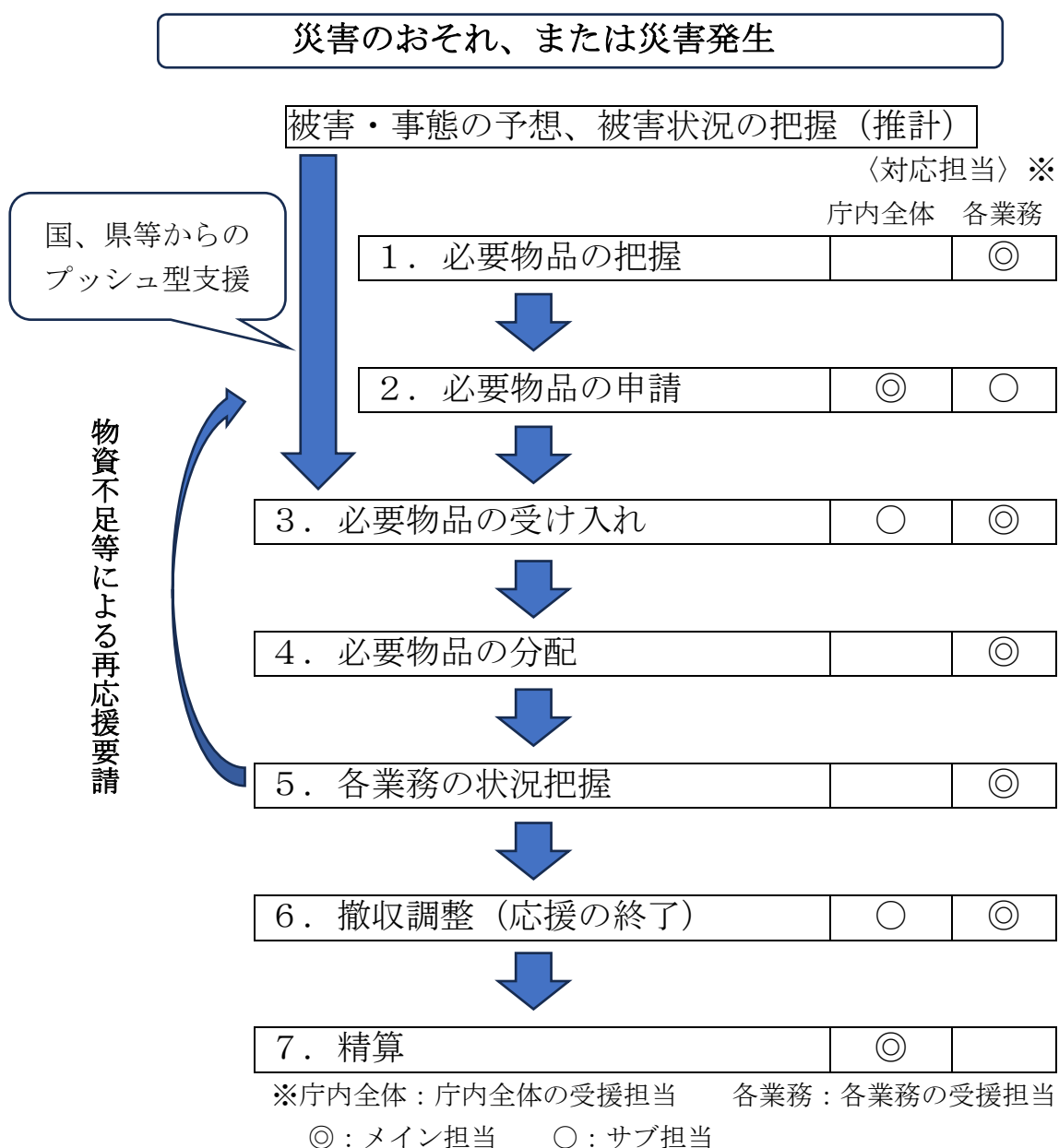
宿营地

施設名	想定利用団体
二宮町町民センター	国（環境省、厚生労働省、日本医師会）、県、他自治体
二宮町武道館	国（警察庁）
東京大学果樹園跡地	国（防衛省、総務省、国土交通省）

4 物的支援

4-1 物的支援の受け入れに関する基本的な流れ

二宮町における、災害時の物的支援の受け入れの基本的な流れを下記に示す。
また、各業務の主な内容を次ページ以降に示す。



1. 必要物品の把握【各業務】

- 各業務の受援担当は、担当業務の必要物品と備蓄物品から、応援側に求める物品と数量を整理し、庁内全体の受援担当に伝達する。(様式5)

2. 必要物品の申請【庁内全体（各業務）】

- 庁内全体の受援担当は、各業務の受援担当から伝達された応援が必要な物品と数量を取りまとめ、本部長の承認のもと、県や協定締結団体等に物的支援を要請する。(様式4) なお、事前の取り決めで各業務の受援担当が要請を行う場合は、庁内全体の受援担当と情報共有する。

3. 必要物品の受け入れ【各業務（庁内全体）】

- 各業務の受援担当は、申請した物的支援をはじめ、国や県からのプッシュ型支援を適正に受け入れるため、本計画に定めている物的支援の受け入れ場所を確保し、受け入れ態勢を整える。
- 庁内全体の受援担当は、災害協定に基づく物品の受け入れ先に、物品の受け入れ及び配送について調整する。
- 各業務の受援担当は、物的支援を受け入れた際には、庁内全体の受援担当と情報共有する。

4. 必要物品の分配【各業務】

- 各業務の受援担当は、受け入れた支援物品を必要となる場所（業務）に届けるよう、分配先の担当と役割分担を調整する。

5. 各業務の状況把握【各業務】

- 各業務の受援担当は、各業務から追加で必要な物的支援を取りまとめ、必要に応じて庁内全体の受援担当に伝達する。(様式5)

6. 撤収調整（応援の終了）【各業務（庁内全体）】

- 各業務の受援担当は、業務の進捗を踏まえ応援職員や支援団体と協議し、借用していた支援物品の返却時期を決定し、庁内全体の受援担当に伝達する。

7. 精算【庁内全体】

- 国や県、支援団体と調整のうえ、実費・弁償の手続きを行う。

4-2 物的支援の受け入れ場所等

物的支援の受け入れ場所等は、二宮町地域防災計画に定める次の場所とする。

物資集積所（公共施設）

施設名	通常時	集積物資類
役場庁舎	会議室兼作業室（北 1 F）	事務機器等
	相談室（北 1 F）	
	相談室（北 1 F）	
	相談室（北 2 F）	
	打合せスペース（北 2 F）	
	ともしびショップ（北 1 F）	食料品等
	多目的室（南 1 F）	
	相談室（南 1 F）	
	相談室（南 1 F）	
	相談室兼授乳室（南 1 F）	
	待合（北 1 F）	生活必需品等
	待合（北 2 F）	
	待合（北 3 F）	
	2 階会議室（北 2 F）	医薬品等
ラディアン	備蓄庫	医薬品等

物資集積所（協定）

協定先	所在地	役割
佐川急便（株） 秦野営業所	中井町井ノ口横原 2768-7	・物的支援の受け入れ ・支援物資の業務場所への搬送

5 様式

本計画に定める各様式を、次ページ以降に示す。

様式1 応援者名簿

様式2 事務引継書

様式3 受援状況報告書

様式4 応援要請書

様式4-1 応援要請(計画)内訳書(職員派遣)

様式4-2 応援要請(計画)内訳書(物資・資機材の提供)

様式5 応援要請書(町災害対策本部用)

様式1 応援者名簿

応援者名簿

対策班名		主管課・担当者名	
業務名			

No.	団体名	氏名	活動場所	宿泊場所	期間
1					自： 月 日 至： 月 日
2					自： 月 日 至： 月 日
3					自： 月 日 至： 月 日
4					自： 月 日 至： 月 日
5					自： 月 日 至： 月 日
6					自： 月 日 至： 月 日
7					自： 月 日 至： 月 日
8					自： 月 日 至： 月 日
9					自： 月 日 至： 月 日
10					自： 月 日 至： 月 日
11					自： 月 日 至： 月 日
12					自： 月 日 至： 月 日
13					自： 月 日 至： 月 日
14					自： 月 日 至： 月 日

※本様式は、各対策班（課）が応援者の受付をする場合に使用する。

様式2 事務引継書

事務引継書

業 務 名		
業務内容		
団体名・氏名	前任者	後任者
	団体名： 氏 名：	団体名： 氏 名：
引継事項		
現状と課題		
今後の方針・予定		
関連する帳票類		
その他必要な事項		

※ 受援業務について、応援者等の変更がある場合に使用する。

※ 業務ごとに前任者が作成し、各対策班（課）の担当者が確認をしたうえで保存する。

※ 本様式は、別様式をもって代えることができる。

様式3 受援状況報告書

受援状況報告書

対策班名		統括責任者	
		受援担当者	

業 務 名			
要請内容			
団 体 名	(1) (2)		
人 数	(1) 人	(2) 人	合 計 人
期 間	年 月 日 から 年 月 日		
活動場所	活動拠点： 現 場：		
終 了 日	年 月 日		
費用請求	☐ あり（別紙のとおり） ☐ なし		
備 考			

※本様式は、外部からの応援を受け入れた後、受援の状況を報告する場合に使用する。

※各対策班（課）は、応援を受け入れた段階で業務ごとに報告書を作成し、主管課を経由して本部室に報告する。その後は、本部室の指示に基づいて、業務ごとに作成・報告をするほか、受援が終了した場合にも作成し報告する。

様式4 応援要請書

第 号
年 月 日

神奈川県知事 様

二宮町長



応 援 要 請 書

災害対策基本法第68条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由

2 添付書類

- ・ 応援要請内訳書（様式4－1、4－2）

3 連絡先

担当部署名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

E-mail _____

※当該様式は初回のみ提出し、以降は随時、応援要請内訳書（様式4－1、4－2）のみを提出すること。

※当該様式を作成するいとまがないときは、無線又は電話等により県に要請し、後に文書（様式4～4－2）を速やかに送付すること。

応援要請(計画)内訳書(職員派遣)

	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail
被応援市町村担当者						
神奈川県受援・応援担当者						

応援要請内訳書（被応援市町村記入欄）									応援計画内訳書（県受援・応援記入欄）						
内訳書 作成月日時	職種	活動 内容	人員	必要な 資格・経験等	期間	場所 ※1	交通 手段 ※2	連絡先 ※3	応援地方 公共団体名	人員	資格・ 経験等	期間	場所	交通 手段	連絡先 ※3

※1 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。

※2 交通手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可な場合は、空路（最寄りのヘリポート等）を記入すること。

※3 担当部署名、担当者名、電話/FAX 番号、E-mail を記入すること。

※4 可能な限りの内容を明記すること。

※5 随時更新し提出すること。（充足した職種は削除し、不足している職種のみ記載すること。）

※6 この様式は必要に応じて適宜修正すること。

応援要請（計画）内訳書（物資・資機材の提供）

	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail
被応援市町村担当者						
神奈川県受援・応援担当者						

応援要請内訳書（被応援市町村記入欄）									応援計画内訳書（県受援・応援記入欄）								
内訳書 作成月日時	必要 時期	品目	規格・用途	数量	単位	場所 ※1	輸送手段 ※2	連絡先 ※3	応援地方 公共団体名	発送時期	品目	規格	数量	単位	場所	輸送手段	連絡先

※1 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。

※2 交通手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可な場合は、空路（最寄りのヘリポート等）を記入すること。

※3 担当部署名、担当者名、電話/FAX 番号、E-mail を記入すること。

※4 可能な限りの内容を明記すること。

※5 随時更新し提出すること。（充足した職種は削除し、不足している職種のみ記載すること。）

※6 この様式は必要に応じて適宜修正すること。

様式5 応援要請書（町災害対策本部用）

応援要請書（町災害対策本部用）

年 月 日 時作成

主管課名 (避難所名)		避難所 電話番号	
対策班		携帯電話 (班長等)	
班長名		E-mail (班長等)	

業務名		
活動内容		
職種	行政職員	
	民間	
必要な資格・経験等		
人数		
期間		
参集場所		
必要な物資の 種類・数量		
備考		

※ 可能な限り具体的な内容を明記する。

※ 可能な限り参集場所のわかる地図等を添付する

令和7年度二宮町総合防災訓練実施要領(案)

1. 目 的

町と自主防災組織、防災関係者が一体となった大規模地震発生時の初動体制、連絡体制等を検証する訓練を実施し、共助及び公助の強化を図る。

また、特に若い世代を対象とした体験型の防災フェアを開催することで、一般市民の防災意識の高揚を図る

2. 実施日時

第1部 令和7年 11 月 9日(日) 8時 00 分から 12 時 00 分まで

第2部 令和7年 11 月 16 日(日) 9時 30 分から 15 時 00 分まで

3. 場 所

第 1 部 二宮町役場、二宮町消防本部、広域避難所、災害時地区本部

第 2 部 ラディアン花の丘公園

4. 内 容

第1部 大規模地震災害を想定した連携訓練等

- (1)初動対応及び情報受伝達訓練(町・自主防災組織・関係団体)
- (2)安否確認・災害時地区本部運営訓練(自主防災組織)
- (3)広域避難所開設・情報受伝達訓練(避難所配備職員)
- (4)津波避難訓練(消防署・沿岸3地区自主防災組織・小田原市住民)
- (5)応急給水所開設訓練(県水道営業所・避難所配備職員)

第2部 防災フェア

- (1)防災体験(地震体験、消火体験、災害用トイレ体験)
- (2)防災展示(風水害講義「台風 10 号の被害」、感震ブレーカー)
- (3)女性防災隊による非常食の紹介と活動紹介

5. 第1部 大規模地震災害を想定した連携訓練の詳細

(1) 地震規模及び被害想定(参考資料「神奈川県地震被害想定調査報告書」)

令和7年 11 月9日(日)午前8時 00 分、二宮町で震度6弱の強く、時間の長い揺れを観測。気象庁によると、震源地は和歌山県南方沖でマグニチュード9.0と観測がされ、この地震により、相模湾一帯に大津波警報が発令された。

①訓練地震規模

○震度6弱

○津波発生 二宮町2～9m 最大津波到達時間約30分

・避難訓練は、津波ハザードマップ(令和3年10月作成)の浸水想定をもとに訓練を実施する。

②訓練被害規模(R7 神奈川県被害想定調査報告書による想定値を準用)

○建物被害 全壊 10 棟 半壊 180 棟 火災件数 0 件 焼失棟数 0 棟

○人的被害 死者 0 人 負傷者 20 人 (うち軽症者 20 人)

○土砂崩れ、液状化の被害なし。津波による浸水被害なし。

○電気 1,680 軒停電、ガス 10 戸供給停止(都市ガス)、通信回線 780 回線不通。上下水道においては、上水 340 人断水、下水 800 人機能支障。

(2) 参加予定機関

二宮町	二宮町地区長連絡協議会	二宮町議会
中郡医師会二宮班	二宮町教育委員会	二宮町消防本部
二宮町消防団	大磯警察署	県水道営業所

(3) 訓練実施項目 【()内の時間は目安

①初動対応及び情報伝達収集訓練(行政・自主防災組織・関係団体)

訓練項目	訓練内容	参加機関(者)
情報受伝達訓練 (7:55)	J-アラートによる「緊急地震速報」を受け、防災行政無線で住民への情報伝達を行う。 緊急速報メール、X(旧ツイッター)も併せて活用する。	消防署 消防団 町職員
危険回避訓練 (シェイクアウト訓練) (8:00)	「緊急地震速報」放送を確認後、危険回避行動を行う。(安全確保行動) 火の元確認。建物の損壊状況、ガスの元栓確認。自宅のブレーカーを降ろすことにより通電火災の防止策を確認する。	全体
安否確認・情報収集訓練 (8:05)	安否情報確認システムを活用して、町職員、町議会議員、中郡医師会二宮班員、地区長(自主防災組織)に対し安否確認	町議会議員 中郡医師会二宮班 地区長(自主防災

	を行い、更に災害時地区本部の立ち上げ要請を行う。	組織) 町職員
--	--------------------------	------------

②災害時地区本部運営訓練(行政・自主防災組織)

訓練項目	訓練内容	参加機関(者)
安否確認訓練 避難行動要支援者 (8:05~)	各地区は災害時地区本部を拠点に、地区で決定している方法と名簿で安否確認訓練を行う(安否確認は、確認情報の統一化を推進している)。避難行動要支援者に対する連携訓練を行う。	自主防災組織 住民
情報受伝達訓練 (8:30~10:30)	地区内における被害状況の情報収集を行う。 防災行政無線(移動系)を活用し、災害対策本部(安否情報班)と情報受伝達訓練を行う。	自主防災組織 町職員

○防災行政無線による情報受伝達訓練は、防災行政無線(移動系)を使用して報告する。
なお、JR 南側の越地地区は、越地児童館に報告し、集約して報告する。

③広域避難所開設・情報受伝達訓練(避難所配備職員)

訓練項目	訓練内容	参加機関(者)
情報受伝達訓練 (8:05~) (11:15~)	防災行政無線(移動系)を活用し、情報受伝達(避難所開設、仮設トイレの設置)訓練を行う。 防災行政無線(固定系)のアンサーバックを活用し、情報受伝達(避難所閉鎖)訓練を行う。	配備職員 町職員
避難所開設 (8:05~)	広域避難所運営マニュアル及び総合防災訓練プログラムに沿って、担当避難所の開設訓練を行う。	配備職員

○二宮小学校は防災行政無線(固定系)がないため、徒歩にて閉鎖報告をする。

④津波避難訓練(消防署・沿岸3地区自主防災組織・小田原市民)

訓練項目	訓練内容	参加機関(者)
情報伝達訓練 (8:05~8:30)	Jアラートと緊急速報メールによる「大津波警報」の情報伝達を行う。	町職員 消防署
避難訓練 (8:05~8:30)	川勾地区(通川勾)、茶屋地区、梅沢地区住民及び海浜利用者は、津波災害指定避難場所、もしくは高台に避難し、避難経路の確認を行う。	川勾地区(通川勾・小田原市住民) 茶屋地区、梅沢地区(津波浸水想定区域)
避難誘導	消防署による海面監視、避難広報を実	消防署

(8:05～8:30)	施する。 大磯警察署による避難誘導を実施する。 自ら避難できる体制を確保しつつ、津波に対する避難者の安全確保を図る。	大磯警察署
-------------	--	-------

○津波対策訓練対象地区は、通川勾地区、茶屋地区、梅沢地区とする。

⑤応急給水所開設訓練(県水道営業所・避難所配備職員)

訓練項目	訓練内容	参加機関(者)
受援要請訓練 (8:20～)	受援様式に則り、県水道営業所に応急給水の要請及びそれに伴う各種必要情報の受伝達を行う。	県水道営業所 町職員
応急給水所開設訓練 (9:30～10:30)	所定の広域避難所(2 か所を想定)で受援要請に伴う給水の情報受伝達及びその受入準備を行う。 給水車到着後、応急給水タンク活用し、受水・配水訓練を行う。	県水道営業所 配備職員 町職員

(4)その他(中止判断等)

- ・次の①～③の場合は、安全上の観点から訓練は中止とし、当日6時 30 分に判断する。
- ・中止の際は、防災安全課から関係機関に電話連絡するとともに、町民には 7 時 30 分に防災行政無線で周知する。
- ①雨天により訓練参加者の安全確保が困難な場合。
- ②県内もしくは二宮町内に、防災気象情報における警報又は災害が発生する恐れがある気象状況が認められる場合。
- ③その他、訓練を実施することが困難と認める場合。

6 第2部 防災フェアの詳細

(1)参加予定機関及び内容

機関名等	内容
女性防災隊	災害用備蓄食の試食、活動紹介
(株)ヒラボウ	地震体験(起震車)
消防団	消火体験(水消火器)、感震ブレーカー等展示
消防本部・消防署	
陸上自衛隊	調整中

(2)その他(中止判断等)

- ・同日開催される湘南にのみやふるさとまつりの開催判断に準じて、前日 12 時に判断する。

議題(2)二宮町地域防災計画の修正について
地震被害対策編

項目		ページ	備考
修正前	修正後		
2－2.防災空間の確保	2－2.災害対策拠点及び防災空間の確保	p 1	一部追加
	(1)災害応急対策拠点となる役場庁舎の整備	p 1～3	追加

風水害等被害対策編

項目		ページ	備考
修正前	修正後		
	1－1.災害履歴	p1	一部追加
	1－2.災害想定 (1)風水害	p1	一部追加
	1－2.災害想定 (1)風水害 1) 想定水害	p1	一部追加
	1－2.災害想定 (1)風水害 2) 想定結果	p2	一部追加
	二宮町内水ハザードマップ	p4	追加

次ページ資料の追加部分に下線を引いてあります。

地震被害対策編

2-2 災害対策拠点及び防災空間の確保

(1) 災害応急対策拠点となる役場庁舎の整備

- 地震災害時に、災害対策本部を設置するとともに、応援職員の受け入れ、物資集積所など、災害応急対策の拠点及び周辺住民の一時待避所となる役場庁舎を整備します。
- 役場庁舎には、災害対策室や災害対策本部室、オペレーションルームなど、職員や応援職員を含めた情報集約、指揮統制の拠点となる部屋を整備します。
- また、過去の大災害から、自衛隊や県外自治体職員を含めた多くの応援職員が集まることが想定されるため、応援職員執務室を整備するほか、国などからのプッシュ型支援物資を集積できる物資集積所も整備します。
- 開庁時の発災も想定されることから避難路を確保するほか、発災後の混乱期に一時的に避難してくる方を受け入れる一時待避所を屋外だけでなく屋内にも整備し、要配慮者をはじめとした避難者の受入体制を整えます。
- また、現在役場以外の場所に分散配備している防災備蓄品を役場庁舎内にも備蓄できるよう防災備蓄倉庫等も確保します。
- 役場庁舎内に整備する具体的な災害応急対策拠点施設の名称、利用手続（開設時期）、応急対策（対応内容）は以下のとおりとし、本計画に基づき迅速かつ的確に運用します。

1. 災害対策本部室

- 【利用手続】災害警戒本部及び災害対策本部の設置決定後、所定の本部要員を招集して本部室とする。
- 【応急対策】災害に関する規模、被害、対応等、災害対応に必要な情報を集約するとともに、定期的に本部会議を開催し、町の方針等を決定する。

2. 災害対策室

- 【利用手続】二宮町初動指針に定める2号配備以上の非常配備が発令された際、非常体制として利用を開始する。
- 【応急対策】各部屋の役割は以下のとおりとする。
 - 町長室…「本部員調整室」：3役が常駐し、本部会議以外での緊急対応案件を調整する。
 - 副町長室…「応援対応部」：応援対応班が常駐し、協定先との連絡調整や救援隊の受入及び派遣要請について、統制部及び総務部と調整して実施する。

公室…「総務部」：総務部のうち、被害調査班、安否情報班が常駐し、被害情報や安否情報を他の総務部と共有する。

議場兼委員会室…「救護部」「避難部」：救護部及び避難部が常駐し、広域避難所及び福祉避難所の開設及び運営の指揮、救急医療情報等の把握等を行う。

3. オペレーションルーム

【利用手続】災害警戒本部及び災害対策本部の設置に伴い稼働する。

【応急対策】災害に関する規模、被害、対応等、災害警戒及び災害対応に必要な情報を収集し、リアルタイムで災害対策本部へ共有する。

4. 応援職員執務室

【利用手続】被害が相当程度に及び、災害対策本部で応援要請が決定した後に開設する。

【応急対策】他自治体や民間組織を含めた応援職員の待機及び執務場所として開設する。

5. 物資集積所

【利用手続】本部長（町長）の指示により開設する。

【応急対策】町内を含む外部からの支援物資を一時的に集積し、広域避難所をはじめとした配送箇所に搬送する拠点となる。なお、担当部からの物資分配計画に基づき搬出を実施する。

6. 避難路

【利用手続】災害発生時に、館内放送等で来庁者及び職員に対し役場庁舎からの避難を指示する。建物の安全性が確認できた後は、一時待避所への避難路として利用する。

【応急対策】誘導員の指示のもと、役場庁舎内にいる来庁者及び職員を避難場所に誘導し、建物の安全性を確認後、一時待避所へ誘導するなど段階的に庁舎機能を再開させる。

7. 一時待避所

【利用手続】本部長（町長）の指示により開設する。

【応急対策】建物の安全性を確認後、近隣住民や帰宅困難者の安全を確保できる一

時的な避難スペースとして開設する。

8. 拠点避難地

【利用手続】本部長(町長)の指示により開設する。

【応急対策】災害発生後、近隣住民や帰宅困難者の緊急避難場所及び広域避難所へ至るとなるよう、夜間照明や備蓄倉庫等を備えた拠点として開設する。

9. 防災備蓄庫、災害対策資機材室

【利用手続】防災備蓄倉庫は防災安全課が、災害対策資機材室は都市整備課が平時から管理する。災害対策本部設置後は、それぞれ広報財務部及び都市部が管理し、必要な資機材を計画的に払い出す。

【応急対策】平時から備蓄庫には非常食や水、毛布、簡易トイレ等の備蓄品を、資機材室にはチェンソーやスコップ等の工具類を格納し、発災初動期に遅滞なく必要物品が利用できるようにする。

災害時における機能レイアウト

通常時	非常時	面積(㎡)	箇所	備考
災害対策本部室	災害対策本部室	115.69	北棟 2F	災害対策本部
公室	災害対策室	29.30	北棟 2F	総務部
議場兼委員会室	災害対策室	186.61	北棟 3F	救護部、避難部
防災安全課・総務課	オペレーションルーム	29.51	北棟 2F	
3階A会議室	応援職員執務室	87.90	北棟 3F	
3階B会議室	応援職員執務室	48.52	北棟 3F	
管理室/図書室	応援職員執務室	19.90	北棟 3F	
会議室兼休憩室	応援職員執務室	90.15	北棟 3F	
前室兼会議室	応援職員執務室	31.22	北棟 3F	
会議室兼作業室	物資集積所	35.83	北棟 1F	
ともしびショップ	物資集積所	46.34	北棟 1F	
相談室(2か所)	物資集積所	28.24	北棟 1F	
多目的室	物資集積所	91.91	南棟 1F	
相談室(2か所)	物資集積所	27.36	南棟 1F	
相談室兼授乳室	物資集積所	9.00	南棟 1F	
相談室	物資集積所	12.75	北棟 2F	
打合せスペース	物資集積所	12.07	北棟 2F	
2階会議室	物資集積所	49.08	北棟 2F	
南棟1階廊下	避難路	84.51	南棟 1F	
南棟2階廊下階段	避難路	81.62	南棟 2F	
構内通路	避難路	728.87	外構	
のびのびルーム	一時待避所	44.55	南棟 1F	
教室A、B/相談室/会議室	一時待避所	120.89	南棟 2F	
南北側駐車場	拠点避難地	1,903.00	外構	
都市部書庫・資材倉庫	災害対策資機材室	87.65	北棟 2F	
防災倉庫	防災備蓄倉庫	90.18	北棟 3F	

非常時施設名及びその面積

施設名	面積(㎡)	施設名	面積(㎡)
災害対策本部室	115.69	物資集積所	490.41
災害対策室	287.86	避難路	895.00
オペレーションルーム	29.51	一時待避所	2,068.44
応援職員執務室	379.98	防災備蓄倉庫、災害対策資機材室	177.83

(2) 指定避難所と指定緊急避難場所の維持

- 大規模地震時の火災や家屋の倒壊等で生活基盤が失われた住民のために、広域避難所を設けるとともに、一時的避難のための広域避難場所や一時避難場所、災害時地区本部を指定しています。
- なお、町においては、災害対策基本法への対応として、災害の種類に対応して、広域避難所から指定避難所、広域避難場所から指定緊急避難場所を指定しています。
- 今後は、自主防災組織との連携を強めるとともに、施設機能の維持、資機材の更新・追加を推進していきます。

■広域避難所等の定義

広域避難所	・地域住民が避難生活できる場所であり、防災資機材が備蓄されています ・また、町職員も配備され、町災害対策本部からの情報や災害復旧等の情報を得ることができます ※町内小中学校及び高校は広域避難場所も兼ねています
広域避難場所	・大規模な火災などから避難をする場所(広場・グラウンド)です
一時避難場所	・地震等の災害時に一時的に避難する場所です ・安全確認後、帰宅又は広域避難所への移動を行います
災害時地区本部	・地区の自主防災部長が常駐する一時避難所等です ・また、地区内における情報集約及び伝達活動や広域避難所との情報受伝達を行う基地となります

(3) 公園の整備

- 防災空地を兼ねた公園、緑地、児童遊園地等の確保に努めるほか、自主防災組織と連携して防災倉庫の設置等により防災対策に努めます。
- 防災まちづくりの一環として、防災機能を兼ねた公園等を整備するとともに、緩衝地帯として防災効果の高い緑地等の整備に努めます。

風水害等被害対策編

第 1 章 風水害等被害の想定

1-1. 災害履歴

- 二宮町での河川の氾濫は近年少ないものの、中小河川(葛川、打越川)流域で、河川の溢水・氾濫、水はけの悪い場所で局所的な冠水が生じています。
- また、丘陵地の土砂災害は、小規模なものが多く、近年では道路の路肩等が被害を占める割合が多くなっています。
- 平成 19 年 9 月 7 日の台風 9 号により、西湘バイパス西湘二宮 IC 付近では擁壁崩壊等の被害を受けました。
- 令和 6 年 8 月 30 日の台風 10 号により、葛川が溢水し、住宅の床下床上浸水被害や土砂崩れ等の被害を受けました。

1-2. 災害想定

(1) 風水害

- 県では、水防法第 14 条 3 項の規定に基づき、大雨等によって河川が増水し、堤防が決壊した場合を想定し、浸水想定区域図を作成しています。
- この浸水想定結果について、「神奈川県浸水想定区域」から抜粋して示します。
- 町では、水防法第 14 条第 2 項の規定に基づき、大雨によって公共下水道などの排水施設で雨水が排除できなくなった場合の浸水想定区域図を作成しています。
- なお、想定には一定の限界があることに留意します。とりわけ、この浸水想定は、河川にその計画の対象となる降雨が降った際の氾濫状況を表したものであり、想定外の降雨が降った際や、内水や高潮により、区域の外でも水害が発生しうることに留意します。

1) 想定水害

- 浸水想定は次のとおりです。

(外水)

河川名	浸水想定区域指定年月日		想定(確率)	想定雨量
葛川	令和元年 12 月 20 日 神奈川県告示 303 号	計画規模	50 年に 1 回	1 時間最大雨量 94mm
		想定最大規模	1,000 年に 1 回	1 時間最大雨量 152mm
中村川	令和元年 12 月 20 日 神奈川県告示 305 号	計画規模	50 年に 1 回	1 時間最大雨量 94mm
		想定最大規模	1,000 年に 1 回	1 時間最大雨量 159mm

(内水)

区域	浸水想定区域指定年月日		想定(確率)	想定雨量
二宮町内	令和7年5月30日	想定最大規模	1,000年に1回	1時間最大雨量 153mm

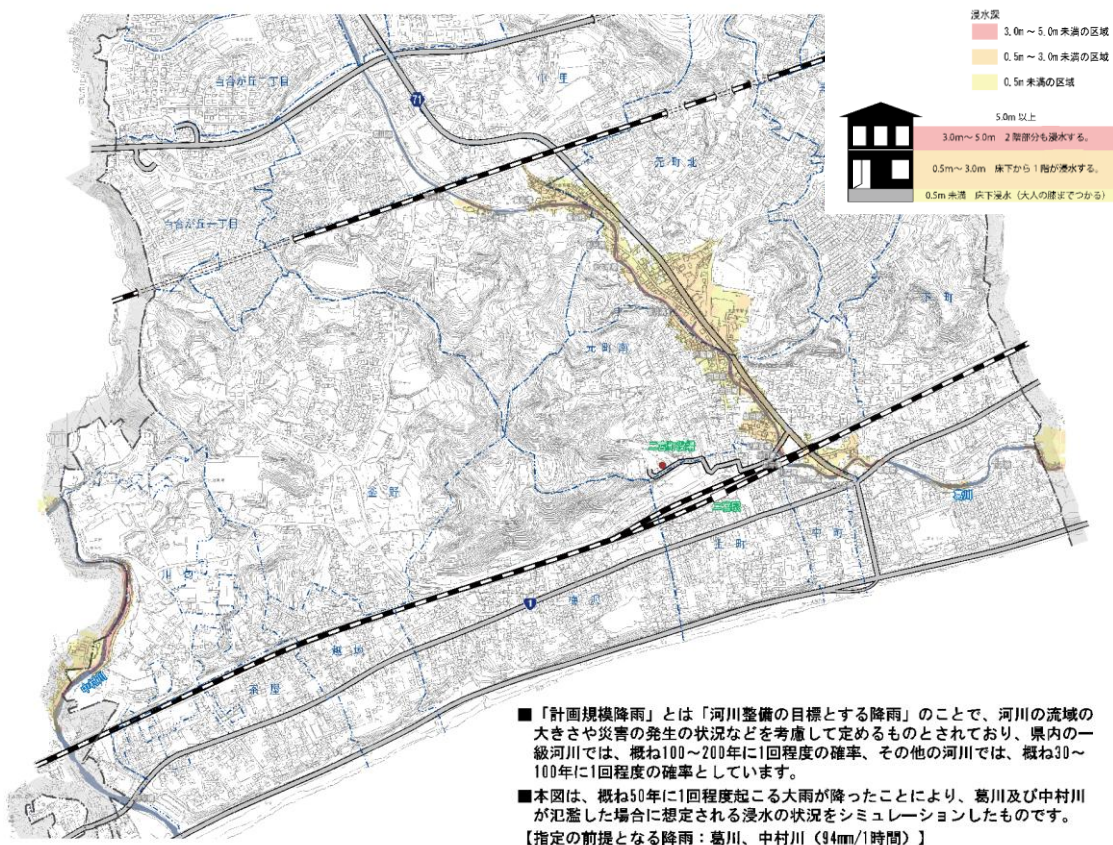
2) 想定結果

○町では、県が策定した浸水想定区域図等を基に、「二宮町ハザードマップ」を令和3年10月に作成しました。また、町が策定した浸水想定区域図を基に、「二宮町内水ハザードマップ」を令和7年5月に作成しました。

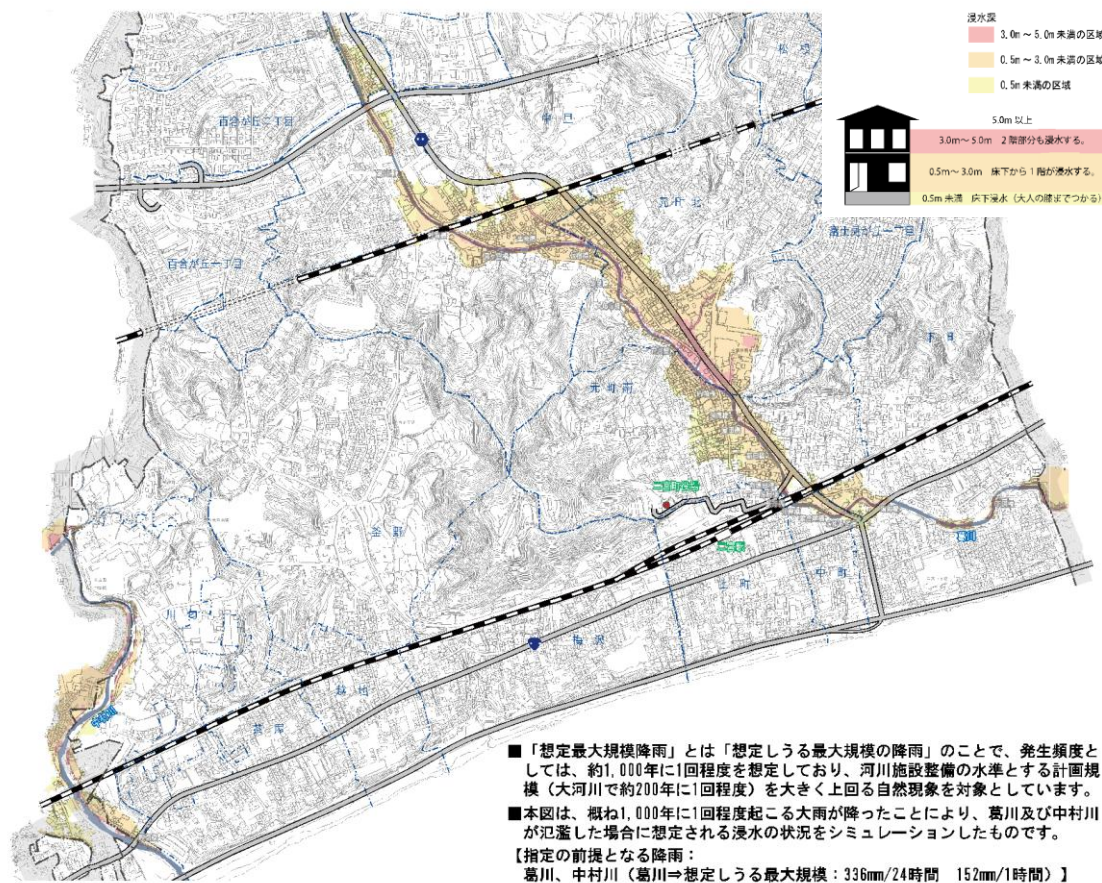
○二宮町洪水ハザードマップでは、葛川・中村川の氾濫により、浸水が予測される区域は、河川沿いが主となりますが、地形の高低差の影響で河川から離れた市街地部にも拡大することが予想されます。

また、大雨により、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流氾濫区域などにおいても土砂災害の危険性が高まることが想定されます。

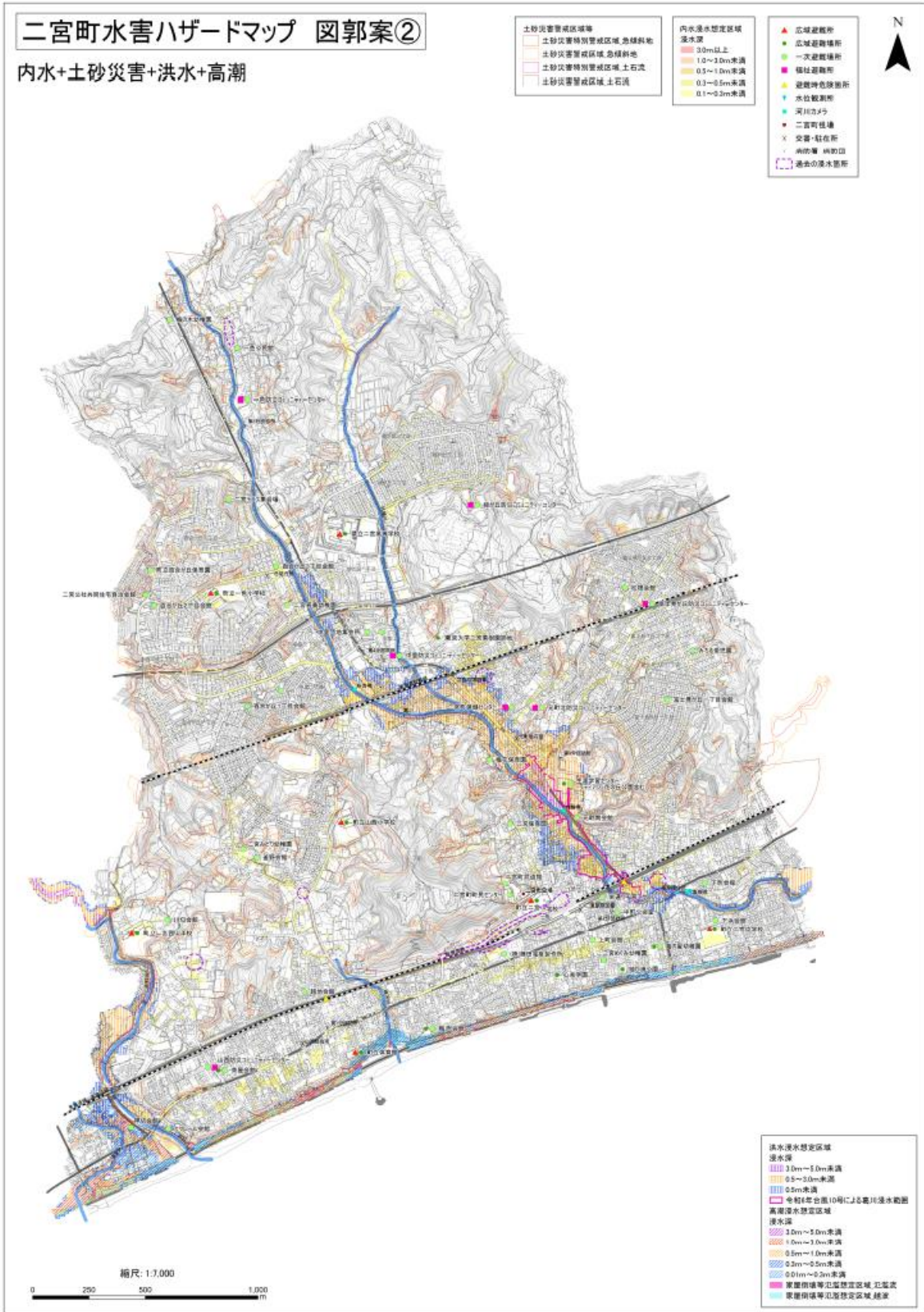
計画規模



想定最大規模



■二宮町ハザードマップ



■二宮町内水ハザードマップのイメージ

※図はイメージであり、今後変更になる可能性があります。

○二宮町防災会議条例

昭和 38 年 12 月 26 日条例第 20 号

改正

昭和 57 年 6 月 28 日条例第 12 号
平成 11 年 12 月 17 日条例第 30 号
平成 13 年 3 月 16 日条例第 20 号
平成 23 年 3 月 15 日条例第 7 号
平成 24 年 9 月 19 日条例第 31 号

二宮町防災会議条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、二宮町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 二宮町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する

事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 30 人以内をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (9) 防災上重要な施設の管理者で町長が任命する者
- (10) その他町長が必要と認めるもののうちから町長が任命する者

6 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 6 月 28 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年 12 月 17 日条例第 30 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 16 日条例第 20 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 15 日条例第 7 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 19 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行する。